

◆政府 子ども・子育て会議

子ども・子育て会議(第17回会合)

子ども・子育て会議基準検討部会(第21回会合)が合同開催

「公定価格の基準」「利用者負担の上限」について重要な回答がなされる

平成26年7月31日(木)、政府の子ども・子育て会議(第17回会合)／子ども・子育て会議基準検討部会(第21回会合)が合同開催され、全日私幼連から【北條泰雅】副会長が出席しました。当日は議事次第より①処遇改善等加算、使途制限等のあり方②利用者負担③次世代育成支援対策推進法に係る行動計画作成指針の策定について説明と審議が行われました。

会議の冒頭に7月23日の読売新聞朝刊に報道された記事(情報特急便NO.52号参照)について質問がなされました。質問に対して内閣府の担当者は「認定こども園の設置・移行を希望する施設についての普及をしやすく整備をすることは変わらないが、公定価格と現状収入の比較の試算が出来ていないケースもあるため現状調査や自治体と協力して対応を検討していきたい。返上の動きにより利用者の混乱を招かないように関係者と調整していきたい。」と回答しました。

また、北條委員は「公定価格の仮単価表は5月23日の会議において了承されたが、仮単価表は認定こども園にかかわらず、幼稚園や保育園に至っても不十分な状況が見込まれる。仮に仮単価表を見直すことがあるとすればどのような財源を見込むのか」と質問をしました。内閣府の担当者は「消費税引上げ以外の予算も含めて実現に向け検討を行いたい。」と回答をしました。

議題に入り、北條委員から、「民間保育所の委託費とそれ以外の幼稚園などへの施設型給付費の仕組みが異なることの問題提起を従来から行ってきたが、今回の資料で、使途制限の取扱いと指導監督等のあり方の違いが明確になったことと、民間保育所は巨額の公費が投入されるのに第三者による会計監査が行われないのは問題」といった旨の発言をしました。

利用者負担については、小学校三年生までの範囲における第二子が半額、第三子以降が無料とい

う今年度から就園奨励費補助事業で導入された仕組みが新制度でも実施されることが確認されました。

また、新制度で各市町村が定める利用者負担額が、現行の各園の保育料等よりも高い場合に、一定の要件の下で経過的に市町村の定める額よりも低い利用者負担額を設定できる特例措置について議論されました。

また、提出した意見書（別添）に基づき発言を行い、文科省の担当官より、一部の回答がありました。

文科省の担当官からは、「公定価格の基準は、私立施設の実態を踏まえて設定したものであるが、国として定める唯一の基準である。公定価格は、最終的には、費用負担者である市町村が定めることとなるが、この国が定める基準や公私間のバランス等を考慮して設定すべきものと考えている。なお、この考え方は、幼稚園のみならず、保育所や認定こども園についても同様である。」

「地方裁量型認定こども園については、各都道府県が、認定こども園法及び国の基準に基づき条例で定める基準に従い、各都道府県が個別に認定を行う施設であり、そこで行われている教育・保育や職員配置・設備等については、各都道府県が定める条例によって一定の質的担保を行っているものと認識している。これを前提に、子ども・子育て支援法では、地方裁量型も含め、認定こども園を施設型給付の対象としているところであり、また、公定価格では、基本的には他の種類の認定こども園と同一額を原則としつつ、その基準等の内容に応じて、一定の減額措置もあり得るものと整理しているところである。」

「利用者負担については、国が所得に応じた上限基準を定め、各市町村が、その範囲内で額を設定することとなるが、国の定める上限基準については、公私問わず同一の基準を適用する考えである。国の定める上限基準については、幼稚園については現行の幼稚園就園奨励費補助事業の、保育所については現行の保育所費用徴収基準の、それぞれ国基準に基づき設定しているところであるが、ご指摘のように、1号認定子どもの低所得者層の負担が2号認定子どもと比較して高くなっており、利用時間・日数からすれば逆転しているという課題が指摘されていることは認識している。幼保の負担平準化については、これまでも段階的に取り組んできているところであり、財源と併せて検討していくことが必要と考えている。」と発言しました。

平成 26 年 7 月 31 日

子ども・子育て会議に対する意見書

全日本私立幼稚園連合会

北條 泰雅

○公定価格について

幼稚園、認定こども園、保育所の公定価格は国が定めるものであり、同一の認定区分の同じ年齢の子ども、同一の地域、同一の規模であれば公定価格は公立施設、私立施設に共通のものであるべきであることを確認して下さい。

当会議で議論されてきた公定価格は私立用のものであることは、これまで示されてきていないと認識しています。今回示された公定価格が私立のものであり、公立には適用されるものではないということであれば、「全ての子どもに対して公平な制度」という制度の根幹が失われる恐れがあります。現時点での国の認識を明確に示してください。

○地方裁量型認定こども園の公定価格について

現行認定こども園法制定に向けて、中教審と社保審との合同検討会議において制度設計の方針が検討されました。その折、地方裁量型認定こども園については、幼稚園の認可も保育所の認可もないことから、それぞれに求められている水準を満たしているか確認ができないため、国費による財政支援は行わないという取扱いとなった経緯があります。今回、当会議においては、こうした経緯を踏まえた地方裁量型認定こども園に関する議論は一切行なわれていない一方、基本的に、他の類型と変わらず、認定こども園の公定価格を適用する方針ですが、これまでの取扱いとの整合性をとる必要があると考えます。地方裁量型の認可基準も、新制度における幼保連携型認定こども園の認可基準を確保すべきと考えます。

○減価償却について（幼稚園及び認定こども園）

幼稚園及び認定こども園に対する減価償却費加算額が保育所の施設整備補助（公費で4分の3補助）と比べると公平なものとなっていません。幼稚園などの減価償却費加算を40年間積み上げても、必要な施設整備費の3分の1程度とされています。

○チーム保育加算について

幼稚園及び認定こども園では、1学級に複数教員を配置するチーム保育を相当取り入れている実態があります。現在提示されているチーム保育加算は、園児数により1人～4人までの加算となっていますが、園児数300人程度の幼稚園などでは、10人程度の加配を行っているので、この実態から見てチーム保育加算の上限を10人程度まで拡大すべきと考えます。

○地域区分について

今回の地域区分は、国家公務員の地域手当区分を参考として設定されていますが、都道府県別、市区町村別の地域区分を見ると隣接する自治体でもかなりの地域区分が異なり、合理性に著しく欠けるものといえます。国の子ども子育て会議でも複数の委員から早急な見直しを求める意見が述べられましたが、抜本的に見直すべきと考えます。

○小規模保育事業や事業所内保育事業の実施認定について

私立幼稚園の取りうる選択肢として4つの類型が示されていますが、地域型保育事業の小規模保育事業や事業所内保育事業を4つの類型に組み入れることにより、私立幼稚園としての選択の幅が広がり、さらに安定した運営が可能となることが、今回提示された公定価格の仮単価の試算により明らかになりました。全国の私立幼稚園からも小規模保育事業や事業所内保育事業を求める声が多数寄せられています。市町村の認可事業という位置づけでなく、私立幼稚園が希望すれば取り組める事業という位置づけにすべきと考えます。

○利用者負担額の保護者への提示・説明について

私立幼稚園は来年度園児募集に向けて、8月から準備作業に取りかかり、9月には園児募集要項が作成されます。しかし、現時点では市町村から利用者負担額の確定版は示されておらず、この準備遅れが平成27年度から新制度に移行できないと答える大きな原因となっています。一刻も早く、国から市町村を通じて利用者負担の確定版が示されるよう要望します。

○教育標準時間認定を受けた子どもの利用者負担額についての一定の要件の下での経過措置について

現在、市町村が定める利用者負担額よりも低い保育料を設定している幼稚園については、新制度への円滑な移行の観点から、一定の要件の下で経過措置を講ずるとされています。比較的財政力のある市町村は市単独予算を支出しても利用者負担を下げる幼稚園を支援するという話を聞いています。一方、財政力に余裕のない市町村は施設側が引き下げ分を被る形で

利用者負担を引き下げることになります。1号認定子どもに対する市町村格差をなくす観点から、是非とも公費による補填を要望します。

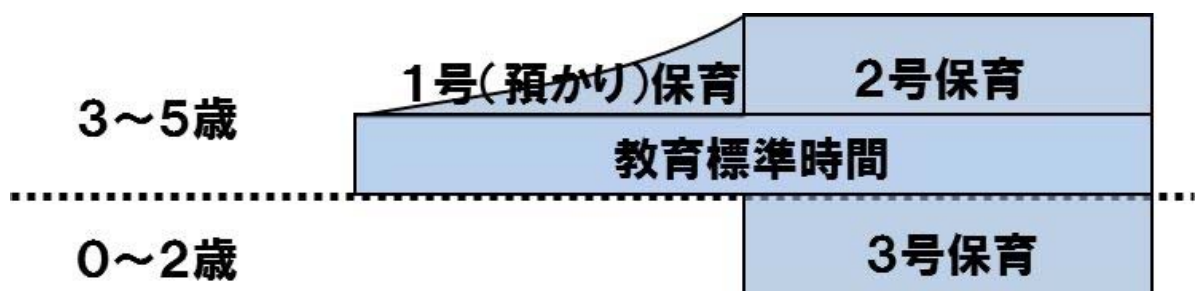
○「利用者負担の水準の上限」について

今回、1号～3号認定のそれぞれの利用者負担の上限の基準として国が「利用者負担の水準の限度」を定めることとされ、そのイメージが「利用者負担のイメージ」として示していると思われませんが、現在の不公平が解消されていないと考えられるため、以下の点について改善を図っていただく必要があります。

- ・公立施設についても私立施設と同一の上限水準を適用すべきこと
- ・公定価格と利用者負担・公費負担の割合の公平性の観点から考えると、1号特にその①～③階層の負担が過重であり、とりわけ市町村民税非課税世帯（～270万円）の1号認定子どもの利用者負担額 9,100円と2号認定子ども（～260万円）の利用者負担額 6,000円が逆転している。2号と3号については保育短時間の負担が過重であり、さらには3号の利用者負担は軽すぎるのではないかと考えられること。

また、現在の私立幼稚園の利用者負担の水準は地域により大きな差があることを踏まえ、「利用者負担の水準の限度」には、公定価格と同様、地域区分の観点を導入することも必要と考えられます。

○現行幼保連携型認定こども園における、年齢区分型（接続型）の子どもの立場からの取扱いについては、下図のような考え方でよいと思われませんが、ご確認をお願いいたします。



以上